

市会議第9号

京都市会の情報公開制度の整備に関する条例の制定について

京都市会の情報公開制度の整備に関する条例を次のように制定する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会の情報公開制度の整備に関する条例

(京都市会情報公開条例の廃止)

第1条 京都市会情報公開条例は、廃止する。

(京都市情報公開条例の一部改正)

第2条 京都市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」を「，固定資産評価審査委員会及び市会」に改め，同条第2号中「(実施機関の職員)」の右に「(市会にあつては，事務局の職員)」を，「として，当該実施機関」の右に「(市会にあつては，議長。第2章から第4章まで(第7条第3号を除く。))において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は，市長又は議長が定める。

(関係条例の一部改正)

3 京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 公文書 実施機関の職員等(実施機関の職員(市会にあつては，事務局の職員。

第46条及び第48条において同じ。))及び本市が設立した地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。))が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))であつて，当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして，当該実施機関(市会にあつては，議長。第3章から第5章まで(第16条第4号を除く。))において同じ。))が保有しているものをいう。ただし，次に掲げるものを除く。

ア 官報，白書，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的と

して発行されるもの

イ 図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

第14条第1項中「(市会にあっては、議長。以下この章から第5章まで(第16条第4号を除く。))において同じ。)」を削る。

第41条第2項各号列記以外の部分中「及び京都市会情報公開条例」を削る。

第46条第1項第1号中「(市会にあっては、その事務局の職員。以下この号及び第48条において同じ。)」を削る。

4 京都市政務活動費の交付等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「京都市会情報公開条例第9条」を「京都市情報公開条例第7条」に改める。

5 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「市情報公開条例」を「情報公開条例」に改め、同条第2号中「市情報公開条例」を「情報公開条例」に改め、「又は京都市会情報公開条例(以下「市会情報公開条例」という。))第16条前段」を削る。

第2条第2項第1号中「市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書及び市会情報公開条例第2条に規定する公文書」を「公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。第8条第1項第1号において同じ。)」に改める。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 情報公開条例第17条第1項の規定により諮問をした情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関(市会にあっては、議長) 情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る公文書

第8条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

提案理由

市会独自で実施している情報公開制度について、京都市会基本条例にその根拠を移す基本的な事項を除き、執行機関の制度と統合して本市の情報公開制度の一本化を図る必要があるので提案する。